

令和2年8月28日

## 【議案第124号】

### 和解について

- 参考資料1 和解の概要について
- 参考資料2 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）について
- 参考資料3 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針
- 参考資料4 和解案の内容及び考え方について
- 参考資料5 東京電力への損害賠償請求の状況

環 境 局

## 和解の概要について

### 1 事件の概要

- (1) 平成23年3月、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が発生したことにより、本市は、次に掲げる放射性物質対策を実施しました。
- ア 平成23年3月以降、市内3箇所への放射線測定器の設置及び同測定器による空間放射線量の常時測定
  - イ 平成24年3月以降、市民等への簡易型の放射線測定器の貸出し
  - ウ 平成25年3月、川崎区殿町3丁目地先の多摩川河川敷で発見された放射性物質による汚染箇所の除染
  - エ 平成24年4月から平成27年3月までの間、環境局への放射線安全推進室の設置及び同室による放射性物質対策の推進
- (2) 本市は、(1)の放射性物質対策に要した費用のうち、平成26年度分までのものに係る損害賠償金の支払について、被申立人と協議を行いましたが、(1)アの平成22年度分及び平成23年度分を除き、損害賠償金の支払の合意に至りませんでした。
- (3) 本市は、平成30年12月27日、合意に至らなかった費用45,845,987円に係る損害賠償金について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争のあっせんを行う原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申立てを行いました。
- (4) 本件は、本市のあっせんの申立て以降、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介手続において、本市及び被申立人がそれぞれ主張及び立証を行い、同センターから和解案が示されたものであります。

### 2 和解案の内容

損害項目（申立事項）	請求額 (A)	和解額 (B)	和解額の割合 (B/A)
空間放射線量検査に要した費用（平成24年度分から平成26年度分まで）	13,761,748円	9,000,000円	65.4%
市民等への放射線測定器の貸出しに要した費用（平成23年度分、平成24年度分及び平成26年度分）	3,862,341円	3,400,000円	88.0%
多摩川河川敷の除染に要した費用（平成24年度分）	25,344,900円	16,100,000円	63.5%
環境局放射線安全推進室の放射性物質対策に要した費用（平成24年度分から平成26年度分まで）	2,876,998円	1,900,000円	66.0%
<b>合 計</b>	<b>45,845,987円</b>	<b>30,400,000円</b>	<b>66.3%</b>

### 3 和解を成立させる理由

東京電力は、損害賠償請求費用について、相当因果関係がある損害として認められないなどとして、支払を否認等していましたが、和解案において、市が必要な主張及び立証を行った上で主張が一定程度認められたこと、顧問弁護士から和解案の内容が妥当なものとの見解が示されていること等を考慮し、和解を成立させようとするものです。

# 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）について

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介を実施する公的な紛争解決機関で、平成23年8月29日に設置された。

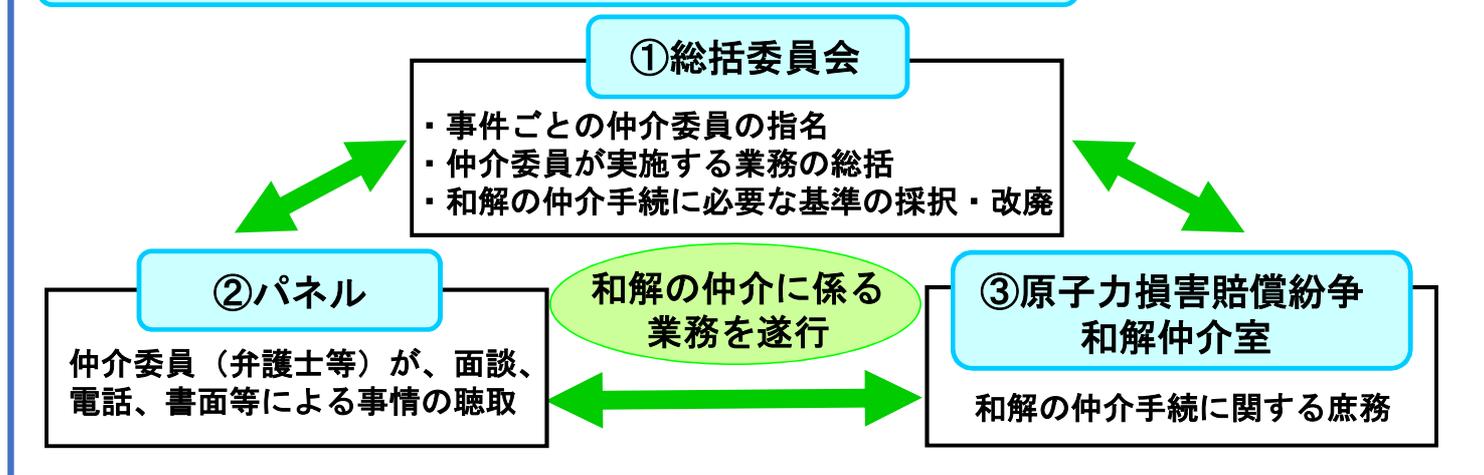
原子力損害による賠償を定めた「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による原子力損害の賠償に係る紛争について、平成23年4月11日に設置された文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとで和解の仲介を実施している。

## 1 組織概要及び業務内容

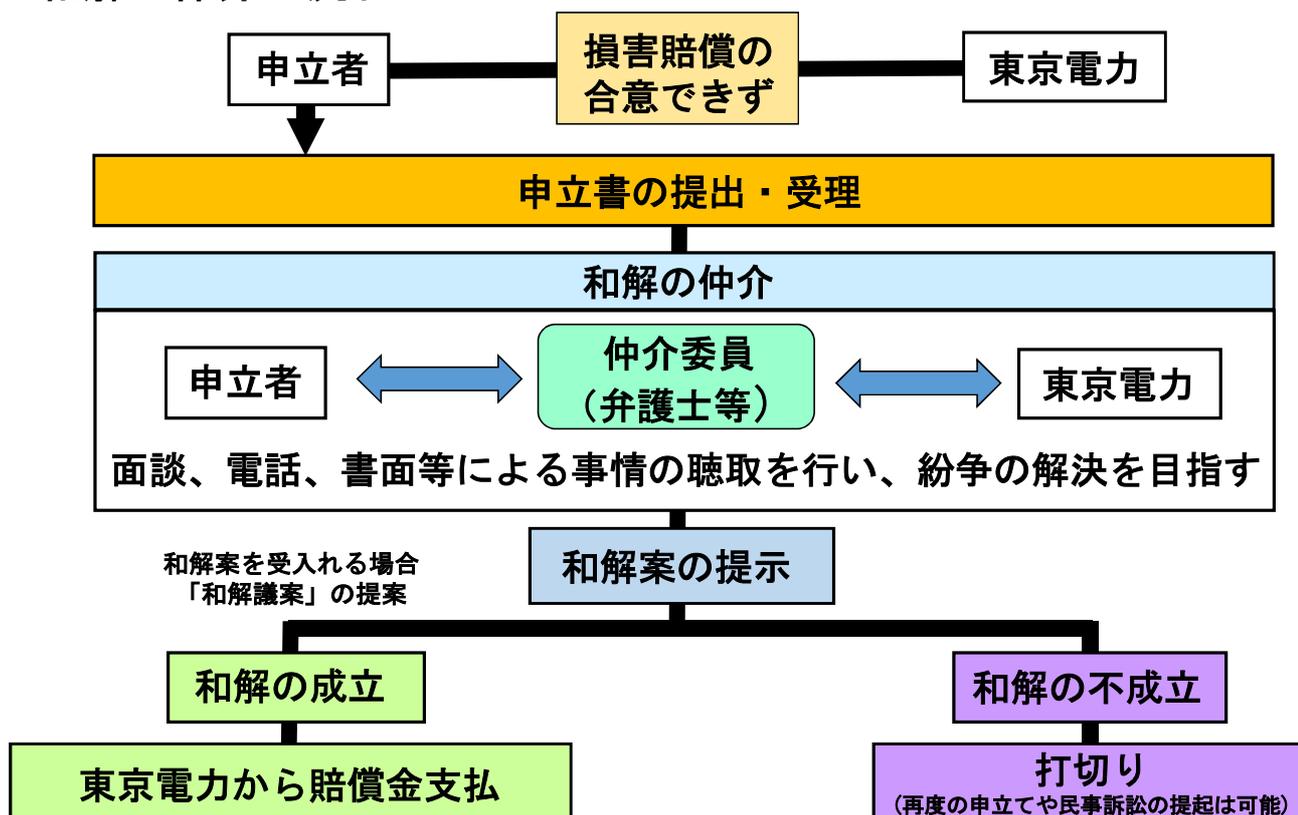
### 原子力損害賠償紛争審査会

※ 原子力損害賠償紛争解決センターが実施する和解の仲介が「あっせん」に該当する。

### 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）



## 2 和解の仲介の流れ



# 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

原子力損害賠償紛争審査会が、原子力損害による賠償を定めた「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による原子力損害の範囲を示したものである。

## 原子力損害の範囲

**本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの**

本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではないが、次の被害についても一定の範囲で賠償の対象となる。

- ・本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害
- ・市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害
- ・さらにこれらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害

和解案の内容及び考え方について

※ 和解額は各項目ごとに100,000円未満は切り捨てられている。

	損害項目（申立事項）	業務内容	請求額（円） （A）	和解額*（円） （B）	和解額の割合 （B/A）	和解額の考え方 （相当因果関係の有無に係る主な認定割合等）
①	空間放射線量検査に要した費用（平成24年度分から平成26年度分まで） ・放射線測定器のリース料 ・通信費等	平成23年3月15日から順次市内に放射線測定器を設置して、大気中の空間放射線量を測定 ・平成23年3月 南部（旧公害研究所、環境総合研究所） ・平成23年6月 北部（麻生大気測定局） ・平成24年8月 中部（中原大気測定局）	13,761,748	9,000,000	65.4%	○放射線測定器のリース料及び通信費等 ・平成24年度：10割 ・平成25年度：7割 ・平成26年度：3割
②	市民等への放射線測定器の貸出しに要した費用（平成23年度分、平成24年度分及び平成26年度分） ・測定器購入費 ・測定器の点検費用等	平成24年3月から簡易型の放射線測定器の貸出しを実施 ・測定器の配置 各区各3台（平成29年1月まで） 各区各2台（平成29年2月～平成31年3月まで） 各区各1台（平成31年4月以降） ・貸出し対象 市内在住の個人及び町内会、自治会、商店街等の団体など	3,862,341	3,400,000	88.0%	○測定機器の購入費及び点検費用等 ・平成23年度及び平成24年度：10割 ・平成26年度：3割
③	多摩川河川敷の除染に要した費用（平成24年度分） ・除染費用	平成24年3月に多摩川河川敷（川崎区殿町3丁目地先）において局所的に放射線量が高い汚染箇所が確認されたことから、平成25年3月に汚染土壌を除去し、除去した土壌は一時保管場所（川崎区浮島地区）に保管	25,344,900	16,100,000	63.5%	○分析調査費用：10割 ○除去工事費用等：7割 ○保管容器購入費：対象外
④	環境局放射線安全推進室の放射性物質対策に要した費用（平成24年度分から平成26年度分まで） ・消耗品費その他の放射性物質対策に係る費用	平成24年度から平成26年度までに設置されていた放射線安全推進室において、放射性物質対策に係る取組に要した上記3項目以外の費用	2,876,998	1,900,000	66.0%	○時間外勤務手当等：約7割
合計			45,845,987	30,400,000	66.3%	

## 東京電力への損害賠償請求の状況

○平成22年度～平成28年度分（和解案に係る費用を除く。）

(1,000万円未満は四捨五入)

項目	金額
損害賠償請求の総額	47億9,000万円
これまでの入金額	40億7,000万円
下水道事業に係る費用	20億3,000万円
廃棄物処理事業に係る費用	18億9,000万円
その他	1億4,000万円
協議中の費用	7億2,000万円
下水道事業に係る費用	4億7,000万円
廃棄物処理事業に係る費用	2億3,000万円
その他	2,000万円

※ 令和2年8月14日現在